

中国向け日本産水産物の輸出再開にて求められる対応について

2023 年 8 月の東京電力福島第一原発 ALPS 処理水海洋放出以降、中国政府によって停止されていた日本産水産物の輸入が、このたび条件付きながら 2025 年 6 月 29 日に再開されることが発表されました。この輸入再開により、対象となる施設・地域の事業者にとっては輸出再開のチャンスが生まれた一方で、対応すべき各種手続きや検査が求められることになります。

◆ 輸出再開に向けた対応ポイント

①国内での施設の再登録手続き

A L P S 処理水の海洋放出前に中国側に登録されていた認定施設においては、施設の再登録手続きが必要となります。

【手続きの流れ】

1. 国内における施設の再登録申請
2. 中国政府による審査・登録完了
3. 国内での製造・加工開始
4. 輸出手続きへ

※現在のところ 10 都県を除く 37 道府県の施設が対象となっています。

対象外地域（再開対象外）：

福島県、群馬県、栃木県、茨城県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、千葉県

▶ 詳細は農水省ウェブサイトをご参照ください

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_suisan.html

②輸出時の放射性物質検査

●放射性セシウム 134、137 及び放射性ヨウ素 131 の検査

【事業者にて検査実施】※ALPS 処理水放出前と同様

- ・ 輸出ロットごとに毎回検査
- ・ 検査報告書をもとに、地方農政局等にて検査証明書を発行し、輸出ロットごとに添付

●放射性ストロンチウム 90 及び放射性トリチウムの検査

【国が検査実施】

- ・ 初回輸出前までに施設ごとに 1 回検査
- ・ 1 回検査を実施すれば、他の取扱魚種の検査は不要
- ・ 検査報告書のコピーを輸出ロットごとに添付

水産庁の FAQ にもあるように、国による検査は当面継続される見込みですが、事業者独自で検査機関に依頼した場合、中国側にその結果が認められない可能性や、検査費用が自己負担となるリスクがある為、放射性ストロンチウム 90 及び放射性トリチウムについては国による検査を受けることが推奨されています。しかしながら国による検査の枠には限りがあり、抽選となっている為、常に最新情報を確認し、計画的な対応が重要となります。

▶ 詳細は水産庁ウェブサイトをご参照ください

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/suisann-kensa-koubo.html>

今回の輸入再開は、日本の水産業界にとって大きなビジネスチャンスであると同時に、「食の安全・安心」に対する国際的な信頼を一層高める機会でもあります。厳格な検査体制を確実に実施し、日本の水産物の高い安全性を改めて国際社会に示すことで、中国のみならず、他の国々への輸出拡大にも繋がる可能性があると考えられます。